

定款変更

特定非営利活動促進法（2012年4月1日施行）（以下、「NPO法」という）の改定により、定款の一部変更が必要になりました。

1. NPO法第2条別表の変更

活動の種類が追加されたため号数に変更になりました。今後の改定の可能性も考え、号数を削除します。

新（変更後）	旧（現行）
第4条（活動の種類） 本法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表の 1 社会教育の推進を図る活動 2 まちづくりの推進を図る活動 3 環境の保全を図る活動 4 国際協力の活動 5 1 - 16 の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行う。	第4条（活動の種類） 本法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法第2条別表の <u>2号</u> 社会教育の推進を図る活動 <u>3号</u> まちづくりの推進を図る活動 <u>5号</u> 環境の保全を図る活動 <u>9号</u> 国際協力の活動 <u>17号</u> 1 - 16 の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動を行う。

2. 理事の代表権

理事の代表権の範囲又は制限に関する定めが登記事項となりました。また、内閣府は定款例で「第2項は理事長以外の理事が代表権を持たない場合には、第1項に加えてその旨を明記するのが望ましい」としているため、2項を追加します。

新（変更後）	旧（現行）
第13条（職務） 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。 3 (略) 4 (略) 5 (略) 6 (略) 7 (略)	第13条（職務） 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。 <u>2</u> 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。 <u>3</u> 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、定款の定めおよび理事会の決議にもとづき、本法人の日常業務を遂行する。

	<p><u>4</u> 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。</p> <p><u>5</u> 常任理事は、理事長、副理事長、専務理事とともに、常任理事会を構成し、定款の定めおよび理事会の決議にもとづき、本法人の日常業務が円滑に遂行できるように努めることとする。</p> <p><u>6</u> 監事は、次に掲げる職務を行う。 (以下、略)</p>
--	--

3. 電磁的方法への対応

電磁的方法による表決が明記されていないため、明記します。

新（変更後）	旧（現行）
<p>第 26 条（書面決議等）</p> <p>やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 （以下略）</p>	<p>第 26 条（書面決議等）</p> <p>やむを得ない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。</p> <p>2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。</p>

4. 定款の変更

現行定款では NPO 法が定める所轄庁の認証を得る事項の規定がないので、現行の規定に追記します。

新（変更後）	旧（現行）
<p>第 45 条（定款の変更）</p> <p>この定款の変更は、総会において正会員総数の過半数以上が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、<u>法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p>	<p>第 45 条（定款の変更）</p> <p>この定款の変更は、総会において正会員総数の過半数以上が出席し、その出席者の 4 分の 3 以上の議決を経なければならない。</p>

5. 会計書類の名称の変更

会計書類のうち「収支計算書」が「活動計算書」、「収支予算書」が「活動予算書」に変更されたことに伴い、変更が必要です。

*会計書類の順番は、NPO 法の記載に合わせて変更します。

新（変更後）	旧（現行）
<p>第 40 条（事業報告および決算）</p> <p>代表理事は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に、<u>事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類</u>を作成し、会計監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。</p>	<p>第 40 条（事業報告および決算）</p> <p>理事長は、毎事業年度終了後 3 か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。</p>
<p>第 20 条（機能）</p> <p>総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 事業計画及び<u>活動予算</u>並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び<u>活動決算</u></p> <p>(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬</p> <p>(7) 入会金及び会費の額</p> <p>(8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(9) 事務局の組織及び運営</p> <p>(10) その他運営に関する重要事項</p>	<p>第 20 条（機能）</p> <p>総会は、以下の事項について議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散</p> <p>(3) 合併</p> <p>(4) 事業計画及び<u>収支予算</u>並びにその変更</p> <p>(5) 事業報告及び<u>収支決算</u></p> <p>(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬</p> <p>(7) 入会金及び会費の額</p> <p>(8) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄</p> <p>(9) 事務局の組織及び運営</p> <p>(10) その他運営に関する重要事項</p>

(注) 定款変更は総会での決議後、定款の変更の認証申請をします。
 認証後、正式に決定します。